

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	7
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	9
(4) 【ライツプランの内容】	9
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	9
(6) 【大株主の状況】	10
(7) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
(1) 【四半期連結貸借対照表】	14
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	16
【四半期連結損益計算書】	16
【第2四半期連結累計期間】	16
【四半期連結包括利益計算書】	17
【第2四半期連結累計期間】	17
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	18
【注記事項】	20
【セグメント情報】	22
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 尾和 富士雄
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 尾和 富士雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期 連結累計期間	第8期 第2四半期 連結累計期間	第7期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	238,197	234,642	495,385
経常利益 (百万円)	10,543	7,917	24,514
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,807	4,180	13,355
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,753	4,831	13,839
純資産額 (百万円)	144,946	150,367	150,626
総資産額 (百万円)	237,292	247,009	253,705
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	107.93	77.22	246.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	106.10	77.18	244.61
自己資本比率 (%)	60.5	60.6	59.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,372	1,973	26,216
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,624	△3,580	△12,510
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,743	△6,250	△7,102
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	18,568	10,307	18,165

回次	第7期 第2四半期 連結会計期間	第8期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	50.19	48.17

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年9月30日）における日本経済の状況は、各種の景気指標に改善が見られるものの、消費税増税による消費行動の変化、天候不順や気温の低下によるシーズン商品の販売低迷、ガソリン価格の高騰や原材料価格の上昇など、先行の不透明感は未だ拭えず消費の基調は予断を許さない状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましては、業種／業態を越えた競合企業の新規出店、M&Aによる競合企業の規模拡大、同質化する異業種との競争など、我々を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のなか当社グループは、これまで取り組んでまいりました3つの行動変革（①事業構造の変革、②意識・行動の変革、③マーケティングプロセスの変革）に一定の成果が得られたことから、ビジョン達成に向けた新たな経営戦略に取り組んでおります。

具体的には、当社グループが得意とする、美と健康の分野に特化した「ビッグデータの収集と利活用」および「マーケティング技法の充実」を基軸に、「顧客理解の深化」「専門性・独自性の確立」「事業規模の拡大」に努めることにより、競争優位性を確立し、美と健康の分野になくてはならない企業グループを目指してまいりました。

また、全国を7つのエリアに分けたエリアドミナント化を積極的に推進し、ポイントカード会員の加入促進、LINEクーポンを始めとする当社グループならではの販売促進策を展開するとともに、利便性の高いスマートフォンアプリを通じて、お客様とのより良い関係を構築することを目的にマツモトキヨシ公式アプリをリリースするなど、「信頼される地域に密着したかかりつけの薬局（ドラッグストア）」として、小商圏化する市場の中で当社グループのファンづくりを強化してまいりました。

新規出店に関しましては、グループとして63店舗（フランチャイズ2店舗を含む）オープンし、各種の環境変化により将来業績に貢献の見込めない38店舗を閉鎖しました。また、多様化するお客様ニーズへの対応および既存店舗の活性化を重点に41店舗の改装を実施しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末におけるグループ店舗数は、1,511店舗となり、前期末と比較して25店舗増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間は、売上高2,346億42百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益67億30百万円（同29.1%減）、経常利益79億17百万円（同24.9%減）、四半期純利益41億80百万円（同28.0%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業は、株式会社示野薬局の連結、既存事業会社の新規出店、変化するニーズに対し最適化を図るためのスクラップ&ビルド、改装による既存店舗の活性化、効率的な販売促進策の展開など、各種の施策を着実に実行してまいりました。

しかし、前期末に発生した消費税増税前の駆け込み需要の反動減、昨年よりも早く長い梅雨や大型台風の上陸など、天候や気温要件の影響により春夏物を中心に昨年は大幅伸長したシーズン商品の販売が大変厳しい実績となりました。

一方、展開を強化しております調剤事業に関しましては、既存店への併設を含め高い収益性が見込める物件を優先的に開局するとともに、地域医療連携を深めることで処方箋応需枚数が増加したことなどから引き続き順調に拡大しております

<卸売事業>

卸売事業は、新規契約先企業である株式会社スーパー大栄への商品供給を開始するとともに、既存契約企業の新規出店により拡大した一方、小売事業同様に消費税増税前の駆け込み需要の反動減、天候や気温要件によりシーズン商品の販売が低迷したため卸売事業売上は若干減少しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は2,254億41百万円（前年同期比1.6%減）、卸売事業74億40百万円（同1.0%減）、管理サポート事業17億59百万円（同9.4%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,470億9百万円となり、前連結会計年度末に比べて66億95百万円の減少となりました。主な要因は、商品が46億20百万円増加したものの、現金及び預金が78億76百万円、受取手形及び売掛金が31億2百万円、流動資産のその他が14億40百万円、それぞれ減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は966億41百万円となり、前連結会計年度末に比べて64億37百万円減少いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が30億20百万円、未払法人税等が29億86百万円、それぞれ減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,503億67百万円となり、前連結会計年度末に比べて2億58百万円減少いたしました。主な要因は、四半期純利益41億80百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が5億86百万円増加したものの、自己株式が34億82百万円増加し、純資産が減少したことや、配当金16億38百万円による減少です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は103億7百万円となり、前連結会計年度末と比較して78億58百万円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは19億73百万円の収入（前年同期比113億99百万円の収入減）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益72億71百万円、法人税等の還付額36億61百万円、売上債権の減少額31億2百万円、減価償却費27億95百万円、未収入金の減少額17億50百万円であり、主なマイナス要因は、法人税等の支払額97億98百万円、たな卸資産の増加額45億7百万円、仕入債務の減少額30億20百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは35億80百万円の支出（前年同期比43百万円の支出減）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出24億47百万円、敷金及び保証金の差入による支出13億20百万円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは62億50百万円の支出（前年同期比35億7百万円の支出増）となりました。主な要因は、自己株式の取得による支出34億82百万円、配当金の支払額16億38百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf)

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,636,107	54,636,107	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	54,636,107	54,636,107	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第5回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月16日
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月8日 至 平成66年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,665 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3. 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
 - ①新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人(1名に限る)は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件にて交付するものとする。ただし、下記の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が有する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の種類
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価格に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件及び取得の事由

① (注) 4に加えて、以下の②及び③に応じて決定する。

②当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画が当社株主総会（株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会）で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社株主総会（株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会）で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	54,636,107	—	22,051	—	22,832

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
松本 鉄男	千葉県松戸市	5,585.4	10.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口・信託口1・信託 口2・信託口3・信託口4・信託口 5・信託口6・信託口7・信託口 9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,796.4	6.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E54 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,782.4	6.92
松本 南海雄	千葉県松戸市	3,521.4	6.45
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	2,257.8	4.13
ノーザントラストカンパニーエイブ イエフシーリユーエスタックスエグ ゼンブテドペンションファンズ (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,208.7	4.04
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632 (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5NT, UK (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,651.0	3.02
ノーザントラストカンパニー(エイ ブイエフシー) アカウントノントリ ーティー (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,560.0	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,493.0	2.73
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目6番10号	1,407.5	2.58
計	—	27,263.7	49.90

(注) 1. 松本南海雄については、株式会社南海公産(松本南海雄の所有割合77.21%)の所有株式数1,743.5千株、株式会社ユアーススポーツ(松本南海雄の所有割合97.47%)の所有株式数350.0千株を合計して記載いたしました。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口・信託口1・信託口2・信託口3・信託口4・信託口5・信託口6・信託口7・信託口9)の所有株式の内訳は、信託口1 1,030.7千株、信託口1 425.2千株、信託口2 427.8千株、信託口3 422.3千株、信託口4 173.2千株、信託口5 427.8千株、信託口6 428.3千株、信託口7 71.7千株、信託口9 389.4千株であります。

3. シルチェスター・パートナーズ・リミテッド（シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更）から平成22年11月8日付（報告義務発生日 平成22年11月1日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーを共同保有者として追加し、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドの投資運用事業を平成22年11月1日をもって同社へ譲渡した旨、報告がありました。

当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
シルチェスター・パートナーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティー エル, ブルトン ストリート1, タイムアン ドライブビル5階	0.0	0
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティー エル, ブルトン ストリート1, タイムアン ドライブビル5階	8,389.9	15.66

4. ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシーから平成19年8月7日付（報告義務発生日 平成19年5月17日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付がありましたが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、当該大量保有報告書は、当社設立以前に株式会社マツモトキヨシへ提出されたものであります。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ボストン・カンパニー・アセット・マネ ジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国, マサチューセッツ州 02108-4408, ボストン, ワン・ボストン・ブ レイス, メロン・フィナンシャル・センター	3,340.5	6.23

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,001,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,589,900	535,899	—
単元未満株式	普通株式 44,907	—	—
発行済株式総数	54,636,107	—	—
総株主の議決権	—	535,899	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マツモトキヨシホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	1,001,300	—	1,001,300	1.83
計	—	1,001,300	—	1,001,300	1.83

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,188	10,311
受取手形及び売掛金	14,950	11,847
商品	60,648	65,268
貯蔵品	692	579
その他	22,811	21,371
貸倒引当金	△71	△59
流動資産合計	117,219	109,318
固定資産		
有形固定資産		
土地	41,921	41,920
その他	27,000	27,945
有形固定資産合計	68,922	69,865
無形固定資産		
のれん	11,634	10,981
その他	3,693	3,565
無形固定資産合計	15,327	14,547
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,717	35,879
その他	16,999	17,878
貸倒引当金	△481	△481
投資その他の資産合計	52,235	53,276
固定資産合計	136,485	137,690
資産合計	253,705	247,009

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	66,215	63,195
短期借入金	300	—
1年内返済予定の長期借入金	84	41
未払法人税等	6,141	3,155
賞与引当金	3,161	3,348
ポイント引当金	2,821	3,219
資産除去債務	37	15
その他	11,689	10,698
流動負債合計	90,451	83,673
固定負債		
長期借入金	6	—
退職給付に係る負債	864	618
資産除去債務	4,408	4,512
その他	7,347	7,837
固定負債合計	12,627	12,967
負債合計	103,078	96,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,041	22,051
資本剰余金	22,821	22,832
利益剰余金	103,748	106,289
自己株式	△2	△3,485
株主資本合計	148,607	147,688
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,319	1,905
その他の包括利益累計額合計	1,319	1,905
新株予約権	35	47
少数株主持分	663	725
純資産合計	150,626	150,367
負債純資産合計	253,705	247,009

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	238,197	234,642
売上原価	169,851	166,961
売上総利益	68,345	67,680
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	792	397
給料及び手当	20,019	20,626
賞与引当金繰入額	3,274	3,345
退職給付費用	464	446
地代家賃	12,932	13,430
その他	21,367	22,703
販売費及び一般管理費合計	58,851	60,950
営業利益	9,494	6,730
営業外収益		
受取利息	90	96
受取配当金	138	144
固定資産受贈益	251	366
発注処理手数料	296	310
その他	324	317
営業外収益合計	1,100	1,237
営業外費用		
支払利息	15	19
貸倒引当金繰入額	21	0
その他	15	29
営業外費用合計	52	49
経常利益	10,543	7,917
特別利益		
固定資産売却益	19	12
特別利益合計	19	12
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	166	102
減損損失	468	436
その他	96	119
特別損失合計	731	659
税金等調整前四半期純利益	9,830	7,271
法人税、住民税及び事業税	4,369	3,049
法人税等調整額	△378	15
法人税等合計	3,990	3,064
少数株主損益調整前四半期純利益	5,839	4,206
少数株主利益	32	26
四半期純利益	5,807	4,180

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,839	4,206
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△86	625
その他の包括利益合計	△86	625
四半期包括利益	5,753	4,831
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,745	4,766
少数株主に係る四半期包括利益	8	64

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,830	7,271
減価償却費	2,566	2,795
減損損失	468	436
のれん償却額	483	652
賞与引当金の増減額 (△は減少)	312	191
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△18	△12
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	787	397
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	73	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△245
受取利息及び受取配当金	△228	△241
支払利息	15	19
固定資産除却損	166	102
売上債権の増減額 (△は増加)	1,073	3,102
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△831	△4,507
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,900	△3,020
預り金の増減額 (△は減少)	△21	1
未収入金の増減額 (△は増加)	△554	1,750
未払金の増減額 (△は減少)	△16	△687
その他	1,723	△25
小計	19,731	7,980
利息及び配当金の受取額	141	149
利息の支払額	△14	△18
法人税等の支払額	△7,857	△9,798
法人税等の還付額	1,371	3,661
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,372	1,973

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,486	△2,447
無形固定資産の取得による支出	△265	△522
敷金及び保証金の差入による支出	△1,230	△1,320
敷金及び保証金の回収による収入	520	694
その他	△162	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,624	△3,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△300	△300
リース債務の返済による支出	△747	△798
長期借入金の返済による支出	△113	△50
自己株式の取得による支出	△7	△3,482
配当金の支払額	△1,577	△1,638
少数株主への配当金の支払額	△2	△2
その他	5	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,743	△6,250
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,004	△7,858
現金及び現金同等物の期首残高	11,563	18,165
現金及び現金同等物の四半期末残高	※18,568	※10,307

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関12行と、当第2四半期連結会計期間は取引金融機関13行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
当座貸越契約の総額	28,000百万円	28,500百万円
借入金実行残高	300	—
差引額	27,700	28,500

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	18,568百万円	10,311百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△4
現金及び現金同等物	18,568	10,307

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,578	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	1,638	30	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換に伴い、資本金が955百万円、資本剰余金が955百万円増加し、自己株式を2,240百万円処分しております。この結果、当第2四半期連結会計期間末の残高は資本金が22,041百万円、資本剰余金が22,821百万円、自己株式が2百万円となっております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,638	30	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	1,609	30	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年5月19日から平成26年9月30日までの期間に自己株式1,000千株を取得しております。

この結果、単元未満株式の買取による増加を含め、当第2四半期連結累計期間において自己株式が3,482百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の自己株式が3,485百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	131,885	97,188	75	7,438	1,608	238,197	—	238,197
セグメント間の 内部売上高又は振替高	20	134	156,340	27,796	4,563	188,855	△188,855	—
計	131,906	97,322	156,416	35,235	6,171	427,052	△188,855	238,197
セグメント利益又は セグメント損失(△)	6,723	2,230	725	256	△180	9,755	△261	9,494

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△261百万円には、のれんの償却額△478百万円及びセグメント間取引消去217百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額468百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で43百万円、「その他小売事業」で433百万円、「管理サポート事業」で0百万円となり、連結決算における消去・調整で△9百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	128,138	97,303	77	7,363	1,759	234,642	—	234,642
セグメント間の 内部売上高又は振替高	109	117	157,579	28,467	4,548	190,821	△190,821	—
計	128,247	97,420	157,656	35,830	6,308	425,464	△190,821	234,642
セグメント利益又は セグメント損失(△)	5,205	1,055	781	287	△268	7,060	△330	6,730

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△330百万円には、のれんの償却額△646百万円及びセグメント間取引消去316百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額436百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で75百万円、「その他小売事業」で373百万円、「管理サポート事業」で1百万円となり、連結決算における消去・調整で△15百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	107円93銭	77円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,807	4,180
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,807	4,180
普通株式の期中平均株式数(千株)	53,805	54,138
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	106円10銭	77円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	1	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(1)	—
普通株式増加数(千株)	940	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

配当について

平成26年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 1,609百万円

(ロ) 1株当たりの金額 30円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成26年12月5日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。